

市 事 研 第 11 号  
令 和 4 年 5 月 9 日

会 員 様

大阪市立小中学校事務研究会  
会 長 小 山 純 大

### 会則改正（案）について

大阪市立小中学校事務研究会会則第9条第3項に基づき、次のとおり会則の改正を提案します。

#### 記

#### 1 改正の趣旨

- (1) 義務教育学校の設置に伴う規定整備
- (2) 天災その他の理由により、総会または幹事会が集合形式で実施できない事態となった場合に、通常の議決に代えて書面による議決を行えるようにするため

#### 2 改正内容

- (1) 第3条に、義務教育学校に勤務する事務職員を加える。
- (2) 第15条の4として、書面による議決が可能である旨を明記する。

対照表（下線部：改正部分）

| 改正後  | 現行  |
|--|---|
| 第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する事務職員並びに学校運営支援センター等に勤務する事務職員で構成する。  | 第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び学校運営支援センター等に勤務する事務職員で構成する。 |
| 第15条（省略）<br>4 天災その他の理由により、総会または幹事会が集合形式で実施できない場合、役員会は、通常の議決に代えて、書面による議決を行うことができる。<br>なお、この場合における本条各項の規定の適用については、書面表決を行った構成員を出席員とみなす。 | (新設)  |